

8月1日(木)から変わります。 後期高齢者医療 被保険者証が オレンジ色

新しい被保険者証は7月下旬に郵送しますので、被保険 者証が届いたら、名前、一部負担金の割合などを確認し、な くさないように大切に保管しましょう。

また、有効期限の過ぎた緑色の被保険者証は、細かく裁断 するなどして処分してください。8月以降に75歳になる人 には、誕生月の前月下旬に被保険者証を郵送します。

一部負担金の割合

一部負担金の割合は1割または3割で、 平成24年中の所得・収入によって決まりま す。3割負担になる人は、平成25年度の市 民税課税標準額が145万円以上の被保険者 とその人と同じ世帯にいる被保険者です。 ※ただし、次の条件に当てはまる人は、確 定申告書の写しなどを添えて申請すると 『1割』になります。

- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、 その人の収入が383万円未満の場合
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上 で、その2人以上の収入合計額が520万 円未満の場合
- 世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、 同じ世帯にいる後期高齢者医療に加入して いない 70 歳~74 歳までの人との収入合 計額が520万円未満の場合

限度額適用·標準負担額減額認定証

認定証も8月1日から変わります。市 民税非課税世帯の被保険者は、申請する と限度額適用・標準負担額減額認定証が 交付されます。

●現在、認定証をお持ちの場合

新しい認定証は、8月中に郵送します。 ただし、非課税世帯でなくなった人は交 付対象でないため継続交付されません。

●認定証をお持ちでない場合

交付を希望する人は国保年金課(伊豆 長岡庁舎)または各庁舎市民課で申請の 手続きをしてください。

> 圆 国保年金課 **2** 055-948-2905

事な電話にご注意ください

一 電話で「医療費の 還付がある」と言って、

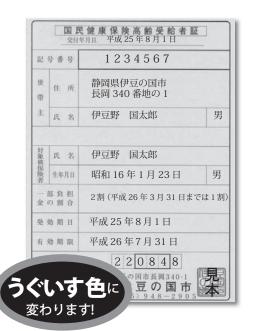
口座番号や携帯電話番号を聞き出そうと したり、銀行のATMの操作を指示した りするような事例が全国的に多発してい ます。市内でも同様の事例が発生してい ますので、十分ご注意ください。

市役所からは

- キャッシュカードやクレジットカードの暗証番号をお 聞きすることは一切ありません。
- ・ATM(現金自動預け払い機)を利用 して環付などの手続きをお願いするこ とはありません。

不審な電話に対しては即答せず、 市役所担当課までお問い合わせください。





8月1日(木)から変わります。 高齢受給者証がうぐいす色

国民健康保険に加入の70歳から74歳までの人に、 高齢受給者証を交付しています。高齢受給者証の更新は 毎年8月1日です。8月1日から有効の高齢受給者証は、 7月下旬に郵送します。8月以降に70歳になる人には、 誕生月の下旬に高齢受給者証をお送りします。

医療を受けるときの自己負担割合を示す証明書になり ますので、病院などの窓口では保険証と一緒に必ず提示 してください。

●自己負担割合について

自己負担割合は平成24年中の所得などにより決まります。

割合		対象になる人		
3割	現役並み 所得者	同一世帯に市民税課税標準額が145万円以上の70~74歳までの国保被保険者がいる人。 *ただし、次の人は申請すると『1割負担』になります。 ●70~74歳までの国保被保険者の収入の合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満の人。●同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて、現役並み所得者になった国保被保険者1人の世帯の場合、市民税課税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上で、同一世帯の国保から後期高齢者医療に加入した人も含めた収入の合計額が520万円未満の人。		
1割 ※1	一般	現役並み所得者、低所得者 I ・Ⅱに該当しない人		
	低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市 民税非課税の人(低所得者 I 以外の人)		
	低所得者I	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市 民税非課税で、各所得がいずれも0円の人 (年金の所得は控除額を80万円として計算)	低所得者 I・Ⅱの人は『限度額適用・標準負担額減額認定証』が必要です。※2	

- ※1 1割負担の受給者証は、平成26年4月から一律2割負担となる予定の ため、『2割(平成26年3月31日までは1割)』と表示されています。
- ※2 『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関などに提示すると、 医療費が自己負担限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。

なお、複数の病院や薬局での支払額の合計が自己負担限度額を超えた 場合は、高額療養費として支給されます。

認定証の交付を希望する場合は申請が必要です。

申請先 国保年金課(伊豆長岡庁舎)または、各庁舎市民課

持ち物 認印、本人確認書類、委任状(代理受取の場合)

●有効期限について

有効期限は平成 26 年 7 月 31 日です。ただし、平成 26 年 7 月 31 日以前に 75歳になる場合、有効期限は75歳の誕生日の前日になります。

75歳になると後期高齢者医療で医療を受けるようになります。切り替え時 には市役所から保険証をお送りします。

●8月以降、藤色の高齢受給者証は使用できません。ハサミを入れるなどして 処分してください。



個 国保年金課 **2** 055-948-2905